

業務および財産の管理に関する計画

〔金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書〕

平成13年3月12日

信用組合 関西興銀

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	2
1. 円滑な事業譲渡等の早期実施	2
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持	2
3. 公的費用の極小化	2
4. 地域経済への配慮	2
5. 内部管理体制の整備	2
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立	2
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	3
1. 基本運営方針	3
2. 管財人会議・業務運営会議の設置	3
3. 個別業務運営方針	3
(1) 与信業務運営方針	3
(2) 資金調達業務運営方針	4
(3) 投資業務運営方針	4
(4) 経費運営方針	4
(5) その他の業務の運営方針	4
III. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	5
1. 経営責任の明確化	5
2. 本部組織の改正	5
3. 経費の削減	5
4. 店舗統廃合	7
5. 保有資産の処分	7
6. 内部管理体制の整備	7
7. 不良債権の回収強化	7
8. 子会社の整理	7
IV. 法令等の遵守	8
V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備	8

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は、平成12年12月16日、金融再生委員会より「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第8条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下管理を命ずる処分）」を受けるとともに、同日付けで「業務及び財産の管理に関する計画の作成命令」を受けました。

当組合は、金融再生法の趣旨ならびに金融整理管財人による管理の目的を十分に踏まえ、金融機能に対する重大な障害を回避しつつ、法の趣旨に沿った業務継続を行っていくために、金融再生法第14条に基づき「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な事業譲渡等の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、金融仲介機能の維持継続及び企業価値の劣化防止に努め、可及的速やかに円滑な事業譲渡等を実施いたします。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡等を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、善意かつ健全な借り手に対してはきめ細かな融資対応に努めつつ優良な顧客基盤を維持するとともに、金融機関としての信用力の回復、金融仲介機能の維持に努めます。

3. 公的費用の極小化

優良な顧客基盤を維持しながら当組合の企業価値の劣化を防止し、組織のスリム化、資産処分等による合理化を図ることによって、公的費用の極小化を図ります。

また、早期に事業譲渡を行うことが、公的費用の極小化を図る観点からも重要と考えます。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の在日韓国人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に抑え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の整備

日々の業務運営が適切に遂行されることを確保するため、業務監査部を中心としてコンプライアンスチェックを行うとともに、検査室検査を実施し、定期的に金融整理管財人に報告させることといたします。万が一にも関係する内外関係法令・諸規則、および当組合の定める諸規則等に違反する行為、あるいは業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立

当組合が、「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法18条の趣旨に基づき、内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

Ⅱ. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など企業価値の劣化防止のための施策を適時適切に実施し、顧客の信用回復に努め、可及的速やかに円滑な事業譲渡等を行うことを目指します。

具体的な業務については、上記方針の下、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人および金融整理管財人代理により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

また、金融整理管財人、金融整理管財人代理、管財人団と当組合役職員との間で意思疎通をはかりつつ十分な審議を行い、業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

また、特に、当組合の歴史的経緯や社会的基盤等を踏まえ、在日韓国人への経済的影響も考慮した運営を行うこととし、特に善意かつ健全な借り手に対してはきめ細かな対応に努めます。

① 債務者区分別与信方針

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応えていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性および回収の確実性を十分に審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則与信は行いません。

「純新規先」についても、原則与信は行いません。

②資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③与信残高上限

「正常先」は、原則として「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最高額を越えないものといたします。

「要注意先」は、原則として「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものといたします。

④与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性ならびに収益性等に十分留意し適切な運営を行います。

⑤不良債権の回収

特に問題がある要注意先や破綻懸念先以下の貸出について、回収体制を整備し回収に注力いたします。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、当組合に対する顧客の信用の回復を図るとともに、顧客基盤の維持に必要な範囲で資金調達も実施いたします。

また、調達金利、期間等については、市場動向など地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資業務運営方針

投資業務については、預金の流出に備えるため、保有する有価証券の逐次処分を進めており、今後も新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費の支出については、顧客基盤維持のためや、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務の運営方針

公金業務、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持ならびに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ. 事業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成12年12月17日付で当組合の代表理事である会長、副会長、理事長、副理事長、さらに、12月29日付で専務理事2名が辞任いたしました。

なお、常務理事2名はいずれも平成13年1月4日付で理事に降格させております。

(2) 役員退職慰労金

上記の辞任役員に対する役員退職慰労金は支給いたしません。

今後についても一切支払わない方針です。

2. 本部組織の改正

業務の合理化・効率化および経費削減の観点から、平成13年1月10日付で本部組織の改正を実施いたしました。(10部11室 → 9部10室)

主な改正点としては、

- ①「顧客部」「秘書室」の廃止によるスリム化
- ②「融資部」および「審査部」内に、4つの部制(地区別・業種別等で分けていた)をとっていたが、それを廃止して効率的な業務運営を図った。

3. 経費の削減

(1) 人員および人件費の削減

当組合ではここ数年間にわたり、業務の抜本的な見直しによる人員のスリム化を進めており、同規模金融機関に比較しても少数精鋭による営業を推進してきた結果、平成12年11月末の人員は、875名でピーク比230名減、同△20%となっております。

また、人件費については、定例給与、賞与の削減などにより、平成12年3月末ではピーク比8億円(△12%)を削減いたしました。

今後は、これらをさらに進め金融整理管財人による管理の終了時点において、退職等により平成12年11月末と比較して約14%にあたる131名の削減を実施し、744名の体制を目指します。

<従業員数の推移>

(単位：名)

	ピーク	9年3月期 (実績)	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (想定)	13年12月期 (目標)	ピーク比
従業員数	1,105 (7年3月期)	1,045	1,005	964	907	844	744	△361 (△32%)
うち男性	655	652	657	650	622	590	560	△95
うち女性	450	393	348	314	285	254	184	△266

<人件費の推移>

(単位：億円)

	ピーク	8年度 (実績)	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (想定)	13年度 (目標)	ピーク比
人件費	64 (8年度)	64	63	58	58	56	44	△20 (△31%)

※上記目標人数を前提とした年間想定額

今後も、当組合の金融仲介機能を維持しながら店舗及び人員の見直しを行うとともに、さらに必要となる合理化を実施し、事業譲渡等が明らかになる過程で必要に応じ人員の見直しを行う予定であります。

(2) 物件費の削減

当組合では、従来から物件費の削減を進めてまいりましたが、今後については、業務運営に必要不可欠なものに限定して支出の削減に努めてまいります。

なお、事業譲渡等が明らかになる過程で、さらに検討を重ね物件費の削減が可能となるものと思料いたします。

<物件費の推移>

(単位：億円)

	ピーク	8年度 (実績)	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (想定)	13年度 (目標)	ピーク比
物件費	67 (8年度)	67	65	59	56	55.2	45	△22 (△32%)

(3) 経費の削減

人件費、物件費、税金の合計である経費については、年間90.7億円（ピーク比△43.3億円、△32%）を目標といたします。

<経費の推移>

（単位：億円）

	ピーク	8年度 (実績)	9年度 (実績)	10年度 (実績)	11年度 (実績)	12年度 (想定)	13年度 (目標)	ピーク比
経費	134 (8年度)	134	131	120	116	113.4	90.7	△43.3 (△32%)

※平成13年12月末の人員を前提とした年間想定額。

4. 店舗統廃合

店舗政策につきましては、基本的には事業譲渡等が明らかになる過程で最終決定を行うこととなりますが、顧客利便に配慮しつつ、効率運営の観点から見直しが必要な店舗（出張所含む）については統廃合等を検討・実施いたします。

5. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営に必要不可欠なものを除き、ゴルフ会員権や絵画等の全てを売却等により処分する方針であります。

6. 内部管理体制の整備

日々の業務運営が適切に遂行されることを確保するため、業務監査部を中心としてコンプライアンスチェックを行うとともに、検査室検査を実施し、定期的に金融整理管財人に報告させることといたします。

7. 不良債権の回収強化

融資部門の人員増強（審査部・融資部）を実施し、不良債権の管理・回収体制を本支店一体となって充実・強化することにより、事業譲渡等が実施されるまで、不良債権の発生防止と回収強化に努め、公的負担の極小化を図ってまいります。

8. 子会社の整理

当組合の子会社（大興リサーチ株式会社）につきましては、その必要性や事業の収益性、将来性等を考慮のうえ、見直しをいたします。

IV. 法令等の遵守

中小企業等協同組合法その他の関連法令等を遵守し、金融再生法の趣旨ならびに被管理金融機関としての立場を逸脱することなく、誠実かつ公正な業務運営を行うとともに、かかる環境下において当組合の使命を全うするために、当組合役職員は、信用組合の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、すべての職位にわたって高い見識と自己規律を持って行動いたします。

V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備（内部調査事務局の設置）

当組合が、管理を命ずる処分を受けるに至った最大の要因である不良債権の発生原因を調査するとともに、金融再生法第18条に定められた当組合の旧経営陣（理事若しくは監事またはこれらの者であった者）等の職務上の義務違反に基づく、民事提訴、犯罪に基づく刑事上の告発の必要性や妥当性につき、金融整理管財人に報告することを目的として、内部調査事務局を設置いたします。

内部調査事務局は、預金保険機構から派遣された実務精通者等により構成いたします。

内部調査事務局の活動としては、当組合が、管理を命ずる処分を受けるに至る原因となった責任問題を追及するという性格および時間的制約から、一定の基準に基づく特定の不良債権から集中して調査を開始します。不良債権の発生以外の経営責任についても、この調査の過程で明らかになったものについて調査を行います。

今後、内部調査事務局による調査結果に基づき、必要に応じ民事提訴、刑事告訴・告発等について検討してまいります。

また、上記調査については速やかに完了し、責任の明確化に努めます。

以 上